

陸前高田市体育交流施設包括管理業務委託仕様書

1 基本事項

本仕様書は、陸前高田市体育交流施設包括管理業務（以下「本業務」という。）に係る委託先業者の選定プロポーザル実施にあたり、本市が要求する最低水準を提示するものである。

また、本業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を行うための資料を提供するものであることから、プロポーザル参加者は本仕様書の内容を十分に確認のうえ、別途提示する募集要項等に示された諸条件を遵守しプロポーザル提案を行うこととする。

2 件名

陸前高田市体育交流施設包括管理業務

3 履行業務及び履行期間

総合維持管理業務 令和8年4月1日～令和11年3月31日

4 対象施設

(1) 陸前高田市総合交流センター

ア 所在地 岩手県陸前高田市高田町字太田 5 番地
イ 敷地面積 45,557.08 m²
ウ 延床面積 10,790.94 m²
エ 構造 R C 造（一部 S R C 造、S 造）、地上 2 階建
オ 主な室名 多目的ホール、アリーナ、柔道場、剣道場、トレーニングルーム、フィットネスルーム、交流室 1、交流室 2、交流室 3、交流室 4、ミーティングルーム、屋内プール、キッズルーム、更衣室、事務室、監視室、医務室

(2) スポーツドーム

ア 所在地 岩手県陸前高田市高田町字山苗代 37 番地 12
イ 敷地面積 6,702.00 m²
ウ 延床面積 1,998.48 m²
エ 構造 S 造、地上 1 階建で
オ 主な室名 多目的グラウンド（砂入り人工芝）、フィットネスルーム、事務室

(3) 高田松原運動公園

ア 所在地 岩手県陸前高田市高田町字曲松 122 番地
イ 敷地面積 205,296.43 m²
ウ 主な施設 第一野球場、第二野球場、屋内練習場、第一サッカー場、第二サッカー場
多目的広場、ミーティングルーム、公衆便所、芝生広場、こども広場

5 業務内容

4. 対象施設の「総合維持管理業務」（詳細は、別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 による。）

6 発注者及び受注者の定義

(1) 発注者：陸前高田市

(2) 受注者：プロポーザルにより選定され、陸前高田市と本業務契約を締結した会社

7 特記事項

- (1) 設備不具合時において、受注者は、電話対応等で復旧不可能な際は一次駆付を実施する。
 - ア その際、養生等資材が必要な場合及び機器調整を行い復旧した場合は、有償対応（金額等は発注者と別途協議）とする。
 - イ 部品交換及び修繕工事が必要な場合は、発注者負担とする。なお、必要な部品等を発注者に伝えることとする。
- (2) 設備及び器具の日常点検、利用者への取扱説明・指導、使用状況の監視は、発注者の責任により実施するものとする。
- (3) 本業務において、危険度が高い劣化、不具合が発見された際は、当該点検日に発注者、受注者（必要により専門メーカーを含む）が立ち会い、使用禁止を決定のうえ、その場で貼り紙を掲示し当該指摘事項の改善を確認するまで使用禁止とする。

8 免責事項

下記については、受注者は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 設備及び器具については、取扱説明書の使用方法から逸脱した使用による不具合、事故
- (2) 7 特記事項 (2)を起因とする不具合、事故